

鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市鳥取柿ぶどう等生産振興事業費補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、柿「輝太郎」をはじめとした果樹の優良品種の導入及び生産基盤の整備並びに高齢化に対応する機械の共同利用の取り組みを支援し、果樹産地の再興を図ることを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表第1の第1欄に掲げる事業とする。

(交付対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、別表第1の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の額の算定)

第5条 本補助金は、次に掲げる補助対象事業の区分ごとにそれぞれ当該各号に定める額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

- (1)「輝太郎」特別対策事業及び柿ぶどう等生産拡大事業における生産基盤対策、気象災害に強い施設整備事業並びに低コスト・体制強化事業（以下「植栽対策等補助事業」という。） 別表第1の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に掲げる補助率等を乗じて得た額（1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）
- (2)「輝太郎」特別対策事業及び柿ぶどう等生産拡大事業における育成促進対策（以下「育成促進対策」という。） 別表第1の第4欄に定めるところにより算定した額

(交付申請等)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 植栽対策等補助事業について本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでない場合は、前条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に別表第1の第4欄に掲げる補助率等を乗じて得た額（以下「仕入控除額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条第1号の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになったと

きは、速やかに交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助金の増額以外の変更とする。

（着手届を要しない場合）

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（実績報告）

第9条 本補助金の実績報告は、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。ただし、年度中途での補助事業の完了又は中止若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号によるものとする。

3 植栽対策等補助事業について本補助金の交付を受けた者（次項において「植栽対策等補助事業者」という。）は、実績報告に当たっては、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 植栽対策等補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第様式第2号により速やかに市長に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（事業状況報告書の提出）

第10条 育成促進対策において本補助金の交付を受けた者は、新植又は改植を行った者にあつては事業実施から4年、高接ぎを行った者にあつては事業実施から2年を経過する日の属する年度の翌年度の4月10日までに様式第3号による育成管理状況報告書を提出するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）とする。

2 規則第16条第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

（1）取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

（2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、本補助金の交付に係る事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があつたときは、当該収入があつた

日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

2 前項の場合において、市長がその全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月26日から施行し、平成26年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年8月1日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年7月25日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年5月21日から施行し、令和3年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月26日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月26日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

別表第1(第3条、第4条、第5条関係)

1 対象事業			2 事業実施主体	3 補助対象経費 ※(1)	4 補助率等			
細事業	内容				別表第2の1及び 2以外の取組	別表第2の 1の取組	別表第2の2の 取組	
「輝太郎」特別 対策事業	生産基盤整備対策	新植	農業協同組合 生産組織(農業者2戸以上を構成員とする団体で、代表者の定め、組織及び運営について規約等がある組織をいう。以下同じ。) 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者(※7) 認定農業者に準ずる者(鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針で定める準経営体をいう。以下同じ。)(※7) 産地計画において担い手と定められた者(果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に基づき、産地協議会が定めた産地計画の担い手をいう。以下同じ。)(※7)	抜根、整地、土壌改良、土壌消毒及び苗木代等に係る経費	1/2 (ただし、廃園対策として実施する場合は2/3)	2/3 ※(3)	3/4 ※(3)	
		改植(全面改植)			1/2			
		改植(既存樹の間植え)		高接ぎ一挙更新、かん水施設、排水施設、園内道の整備	高接ぎ一挙更新の穂木作成費及び資材代等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、防風施設、防霜対策設備の整備に係る経費	1/2 (ただし、廃園対策による果樹棚の整備は2/3)	※(4)	1/4 ※(6)
		果樹棚の整備、防除用機械の導入				果樹棚の整備、防除用機械の導入に係る経費	防霜対策設備の上限 1,500千円/10a	3/4
	育成促進対策	新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った者			新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った面積へ、別表第3に定める奨励金の額を乗じて得た額			
柿・ぶどう等生産 拡大事業	生産基盤整備対策	新植	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者(※7) 認定農業者に準ずる者(※7) 産地計画において担い手と定められた者(※7) リース事業者	抜根、整地、土壌改良、土壌消毒及び苗木代等に係る経費	1/2	1/2 ※(3)	2/3 ※(3)	
		改植(全面改植の場合)			1/3			
		改植(既存樹の間植えの場合)		高接ぎ一挙更新、かん水施設、排水施設、園内道の整備	高接ぎ一挙更新の穂木作成費及び資材代等に係る経費 かん水施設、排水施設、園内道、網かけ施設(柿、ぶどう用を除く)、防風施設、防霜施設設備の整備に係る経費	1/3 (ただし、新植、全面改植(ぶどうにあつては2年後には品種転換が見込まれる間植え改植を含む)による果樹棚及びぶどう用ハウスの整備は1/2) 防霜対策設備の上限 1,500千円/10a	※(4)	1/6 ※(5)
		果樹棚、ぶどう用ハウスの整備、防除用機械の導入				果樹棚、ぶどう用ハウス(トンネルハウスも含む)の整備、防除用機械の導入に係る経費	2/3	
		防風施設、パイプ棚、防蛾灯、網かけ施設、ハウス(ぶどう用を除く)の整備		パイプ棚、防蛾灯、ハウス(ぶどう用を除く)の整備に係る経費				
	育成促進対策	柿・ぶどう等の振興品種※(2)を新植・改植・高接ぎ一挙更新により導入した者			新植・改植・高接ぎ一挙更新を行った面積へ、別表第3に定める奨励金の額を乗じて得た額			
気象災害に強い施設整備事業	防災・減災対策	防風ネットの更新	農業協同組合 生産組織 農業公社 鳥取県農業農村担い手育成機構 認定農業者(※7) 認定農業者に準ずる者(※7) 産地計画において担い手と定められた者(※7)	防風ネットの更新に係る経費	1/3 (上限90千円/10a)			
低コスト・体制強化事業			農業協同組合 生産組織 農業公社 認定農業者(※7) 認定農業者に準ずる者(※7) 産地計画において担い手と定められた者(※7)	スピードスプレーヤー、モア及び鳥取県梨生産振興事業及び柿ぶどう等生産振興事業実施要領(平成26年4月1日付け第201300206521号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という。)に定める機械の導入に係る経費 機械導入に伴って必要となる園内道の整備に係る経費	1/3			

※(1)補助事業対象経費のうち、工事請負費及び委託費にあつては、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と市が認めた場合については、この限りでない。

※(2)振興品種は、果樹産地構造改革計画について(平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知)第2に基づき、産地協議会が産地計画に定めた生産を振興する品目・品種及び市と地方事務所の長が地域特産として振興すべきと認めた品目・品種とする。

※(3)要綱第5条の1の(1)に該当する補助金については、別表第2の1の国事業により交付される額(新植、全面改植については定額)を差し引いた額とする。但し、計算は生産者ごとに行うものとし、各生産者に対する補助金額を国事業により交付される額が上回る場合は、その生産者に補助金は交付しないものとする。

※(4)2分の1から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

※(5)3分の2から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

※(6)4分の3から国事業の補助率を差し引いた補助率以内とする。

※(7)認定農業者、認定農業者に準ずる者、産地計画において担い手と定められた者については、本課担い手支援係の管理リスト又は鳥取いなば農業協同組合による産地計画の担い手リストに掲載されている者とする。

別表第2

		取 組 内 容
1	国事業の取組	(一社)鳥取県果実生産出荷安定基金協会の所管する国事業(果樹経営支援対策事業等)により新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、排水施設、かん水施設、園内道、網かけ施設(柿、ぶどう用を除く)、防風施設及び防霜ファンの整備を行うもの。
2	やらいや果樹園整備の取組	果樹栽培が継続出来なくなった場合には新たな生産者へ継承する果樹園として園主が所属する生産組織が登録し(以下登録園を「やらいや果樹園」という。)、果樹園の流動化や担い手確保に関する取組みを行うもの。 なお、新植、改植(全面改植の場合)、高接ぎ一挙更新、かん水施設、排水施設及び園内道の整備にあつては、国事業を併用して事業実施する場合に限り対象とする。果樹棚の整備及び防除用機械の導入にあつては、改植(既存樹の間植えの場合)及び高接ぎ順次更新による品種転換途中の園を除いて対象とする。ただし、ぶどう用ハウスの整備にあつては、2年後に品種転換が見込まれる間植え改植の園も対象とすることとする。

別表第3

品 目	奨励金の額(円/10a)		
	新植・改植(全面改植の場合)	改植(既存樹の間植えの場合)	高接ぎ一挙更新
か き	48,000	24,000	48,000
ぶ どう	94,000	47,000	47,000
も も	47,000	24,000	47,000